

弓削商船高等専門学校		開講年度	令和03年度 (2021年度)		授業科目	海事法規 3（航海）	
科目基礎情報							
科目番号	5A24		科目区分		専門 / 必修		
授業形態	講義		単位の種別と単位数		履修単位: 1		
開設学科	商船学科		対象学年		5		
開設期	後期		週時間数		2		
教科書/教材	海事法：海事法研究会編（海文堂）						
担当教員	野々山 和宏						
到達目標							
海事法規において、特に運航実務者（航海士及び船長）として重要な法を深く理解、修得する。							
ルーブリック							
	理想的な到達レベルの目安		標準的な到達レベルの目安		未到達レベルの目安		
海事に関する各法規の適用例を説明することができる	各海事法規の目的や概要を把握した上で、各海事事象についてその適用内容を説明できる		各海事法規の目的や概要を大まかに把握し、その適用例を挙げることができる		各海事法規の目的や概要を大まかに把握できない、または適用例を挙げられない		
ある海事事象について該当する法規を見つけ出し、法の規定内容を説明することができる	その海事事象に対応する法規を特定し、条文や政令から規定内容を説明できる		その海事事象に対応する法規を特定し、関係する条文を抜き出せる		その海事事象に対応する法規を特定できない、または関係条文を抜き出せない		
学科の到達目標項目との関係							
教養 C3 専門 E3							
教育方法等							
概要	海事法規において、特に運航実務者（航海士及び船長）として重要な法を深く理解、修得する。 養成施設引当て科目（単位）：航海コース [船舶職員法・海難審判法(0.2),船舶法・トン測法・船舶安全法(0.1),海洋汚染防止法(0.2),検疫法(0.1),水先法(0.1),関税法(0.1),海商法(0.1),国際公法(0.1)]						
授業の進め方・方法	座学の講義を基本とし、理解の手助けとなるよう海技試験問題等を例示する。						
注意点	他人に不快感を与えない服装で出席すること。						
実務経験のある教員による授業科目							
授業の属性・履修上の区分							
☐ アクティブラーニング		☐ ICT 利用		☐ 遠隔授業対応		☐ 実務経験のある教員による授業	
授業計画							
		週	授業内容		週ごとの到達目標		
後期	3rdQ	1週	船長として必要な法のガイダンス				
		2週	船舶職員及び小型船舶操縦者法及びこれに基づく命令①		船舶職員及び小型船舶操縦者法の適用例が把握できる		
		3週	船舶職員及び小型船舶操縦者法及びこれに基づく命令②		船舶職員及び小型船舶操縦者法の適用例が把握できる		
		4週	水先法及びこれに基づく命令		水先法の適用例が把握できる		
		5週	海難審判法及びこれに基づく命令		海難審判法の適用例が把握できる		
		6週	検疫法及びこれに基づく命令		検疫法の適用例が把握できる		
		7週	関税法及びこれに基づく命令		関税法の適用例が把握できる		
		8週	中間試験				
	4thQ	9週	船舶安全法及びこれに基づく命令		船舶安全法の適用例が把握できる		
		10週	海洋汚染及び海洋災害の防止に関する法律及びこれに基づく命令①		海洋汚染及び海洋災害の防止に関する法律の適用例が把握できる		
		11週	海洋汚染及び海洋災害の防止に関する法律及びこれに基づく命令②		海洋汚染及び海洋災害の防止に関する法律の適用例が把握できる		
		12週	海商法①		海商法の構成、概要が説明できる		
		13週	海商法②		海商法の構成、概要が説明できる		
		14週	海商法③		海商法の構成、概要が説明できる		
		15週	主要国際公法の概要 主要国際公法の概要（SOLAS条約、STCW条約、MARPOL条約、国連海洋法条約）		主要な国際公法の構成や概要を認識し、それらの成立経緯や国際公法間の関係が説明できる		
		16週	期末試験				
評価割合							
	試験	発表	相互評価	態度	ポートフォリオ	その他	合計
総合評価割合	70	0	0	0	0	30	100
知識の基本的な理解	50	0	0	0	0	0	50
思考・推論・創造への適応力	20	0	0	0	0	0	20
態度・志向性(人間力)	0	0	0	0	0	10	10
総合的な学習経験と創造的思考力	0	0	0	0	0	10	10
主体的・継続的な学習意欲	0	0	0	0	0	10	10